

川障発第1462号
令和5年2月3日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 榊原 秀忠 様
同 芝崎 正太 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和4年11月29日執行の福祉部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

支出事務について（障害福祉課）

障害福祉課の報酬において、日額報酬の支給が、川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会の委員報酬は、部会の終了後、所管する手帳係から庶務係へ当該審査部会の名簿に出席者を記して連絡し、庶務係で支払明細書の作成と支出命令書の起票を行い、条例に則って開催月の翌月21日までに支払いを行っておりました。

しかしながら、令和3年度第6回審査部会（令和4年3月7日審査結果決定）について、書面開催であったことから、報酬の支払いを行う必要がないと考えていたため、両係の職員間の連携がとられず、支払いが行われないまま経過しました。決算資料作成時に、令和3年度の委員報酬の支払い状況を確認したところ、当該の審査部会において、金額が残っていることが判明いたしました。その際、庶務係が所管している社会福祉審議会専門分科会を書面開催した際には、報酬を支払っていた事実を確認しました。

このことを受けて改めて協議した結果、委員の回答意見の作成等が、対面による部会参加時と同等であるため、書面会議であっても報酬を支払う

川口市監査委員事務局収受

R5.02.03

第105号

ことが適当であると判断したことにより、支払いを令和4年9月21日に行いました。

結果的に、報酬の支払いが条例に則って行われていないものとなりました。

令和4年8月以降は、書面審査の場合にも報酬の支払いが必要であるという考え方に改めるとともに、事業担当の手帳係で支払明細、支出命令書の作成、起票を行い、確実に支払手続きができるように改善しております。